

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
島袋建設工業 名護市字数久田825-1
47-006250 代表者 島袋 定直
(土木D、とび・土工)
- 2 指名停止措置期間
平成27年5月29日～平成27年6月28日(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての工事(下請を含む)
- 4 事実概要
北部土木事務所発注の「国道505号災害復旧工事(平成26年災5号)」を受注した島袋建設工業は、平成27年3月16日付けで請負契約を締結したにもかかわらず、現場代理人の体調不良及び交代要員がないことを理由に工事続行不能を申し出て、平成27年4月20日付けで契約解除に至った。
- 5 指名停止措置理由
契約締結後、工事続行不能により契約解除に至ったことは、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第7条第1項に基づく別表第2第13号「不正又は不誠実な行為等」に該当する。

別表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為等) 13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>1か月以上9か月以内</u>